

令和9年度 台東区認定こども園 園児募集案内

1. 区内こども園一覧

	施設名称	類型 (運営方式)	住所	開園時間	電話番号
区立	石浜橋場こども園	幼保連携型 (公設公営)	橋場 1-35-1	7:15~19:15	03-3876-0049
	ことぶきこども園	保育所型 (公設民営)	寿 1-10-9	7:00~20:00	03-3841-4719
	たいとうこども園	保育所型 (公設民営)	下谷 3-1-12	7:15~19:15	03-3876-3401
私立	はぐはぐキッズ こども園東上野	保育所型 (私立)	東上野 2-13-12 M&Mビル 3F	7:30~19:30	03-6884-8803
	忍岡こども園	保育所型 (私立)	池之端 2-1-22	7:00~19:00	03-5809-0394

※保育実施年齢について、石浜橋場こども園は「1歳児以上」、その他の園は「産休明け以上」となります。

※石浜橋場こども園は、令和11年度以降に大規模改修工事を予定しています。工期・移転先については、現在調整中です。

区立認定こども園 短時間保育(3~5歳児)（「以下、区立こども園(短)」）入園について

- 募集案内 P2~P3 をご確認ください。
- 申請は、各園または学務課(区役所 6 階①番窓口)で受付を行います。
- ※ 私立こども園の短時間保育(3~5歳児)入園については、各園に直接お問い合わせください。

区立・私立認定こども園 長時間保育(0~5歳児)（「以下、区立こども園(長)、私立こども園(長)」）入園について

- 募集案内 P4~P5 をご確認ください。
- 申請は、保育課(区役所 6 階③番窓口)で受付を行います。
- 詳細は「台東区 令和9年度 保育利用のご案内」(以下「ご案内」)をご確認ください。

2. 併願について

併願パターン	可否
区立こども園(短) + 区立こども園(長) (異なる園)	○ 可能
区立こども園(短) + 区立こども園(長) (同一園)	✕ 不可 ※(併願調整)
区立こども園(短) + 区立幼稚園	✕ 不可
区立こども園(短) + 私立幼稚園	○ 可能
区立こども園(短) + 認可保育所(保育園)	○ 可能
区立こども園(長) + 区立幼稚園	○ 可能
区立こども園(長) + 私立幼稚園	○ 可能
区立こども園(長) + 認可保育所(保育園)	○ 可能

※併願不可の場合、重複して申請された場合はすべて無効となります。

※併願調整について

- 同一区立こども園(短)(長)の4月入園を併願申請された場合、(長)の4月の入園審査会は対象とならず、5月入園以降の入園審査会の対象となります。(長)の随時入園が4月入園に持ち越された場合も同様です。
- 区立こども園(短)の4月入園申請において、定員超過による補欠登録後、同一園の区立こども園(長)を併願する場合は、5月入園以降の入園審査会の対象になります。(併願調整を行うため、(短)の補欠を辞退した場合においても、4月の入園審査会は対象外)

3. 募集期間・申請手続等について

区立こども園 短時間保育(3～5歳児)

(1) 令和9年度入園できるお子様

新 3 歳児	令和5年4月2日生～令和6年4月1日生
新 4 歳児	令和4年4月2日生～令和5年4月1日生
新 5 歳児	令和3年4月2日生～令和4年4月1日生

※ きょうだい優先入園

現3歳児、現4歳児クラス(短時間保育)にきょうだいが在園している幼児は、4月入園において、優先入園ができます。(随時入園は優先入園対象外です。また、過去に保育料等の滞納がない世帯に限ります。)

※ 医療的ケアの必要なお子さま (短・長あわせ各園1名まで)

石浜橋場こども園、たいとうこども園は医療的ケアの必要なお子さまを受入しています。

(2) 募集人数

10月30日(金)の午前9時以降、各園及び区ホームページに掲示します。

(3) 入園資格

- ・ 台東区に住民登録があること
(申請後や内定後に区外へ転出された場合は入園資格がなくなります。)
- ・ 入園までに台東区へ転入予定であること
(賃貸借契約書、売買契約書の確認、転入後に住民登録状況を確認します。)

※台東区に居住しており、ご家庭の事情により住民登録ができないお子さまも申請いただけます。

(4) 申請必要書類

- 区立幼稚園・こども園(短時間保育)入園申請書 ● 確認票(短時間保育用)
- お子さまの健康状況申告書

(5) 申請方法・受付期間

希望の区立こども園(短)1園を申請してください。

電子申請	令和8年10月30日(金)午前9時～11月3日(火)午後5時
	別紙「4月入園 電子申請方法について」参照
窓口申請	令和8年11月4日(水)・11月5日(木) 2日間
	各こども園:午前10時～午後4時
	学務課:午前8時30分～午後5時15分(区役所6階①番窓口)

● 受付期間中の申請園の変更について

【電子申請】 申請取下フォーム(P.3(9)参照)から取下げの上、学務課までご連絡ください。

※入園に係る電子申請時の「受付番号」が必要となります。

【窓口申請】 入園申請書を提出した各受付場所において、取下げ申請(書類記入)し、原本を取り戻します。申請園を変更し、希望園または学務課へご提出ください。

(6) 募集結果の公表 (各園、区ホームページ掲載)

- ・ 申請状況(3日時点) : 4日(水)正午頃
- ・ 申請結果 : 6日(金)正午頃

申請者数が募集人数を超えないクラスは、申請者全員を入園予定者として決定します。

(7) 申請者数が募集人数を超えた場合

教育委員会事務局にて公開抽選を行います。(園長立ち合い・見学可)

抽選となる場合は、9日(月)正午までに、対象者へメールで抽選番号等をお知らせします。

期間内にメールが届かない場合は、学務課こども園担当までご連絡ください。

【一次抽選】

- ・ 日にち : 令和8年11月10日(火)
- ・ 会場 : 台東区役所(公開抽選)
- ・ 抽選結果 : 当日中に区ホームページで公表

【抽選で決定する事項】

- ① 入園予定者 : 4月1日の入園予定者を決定します。
- ② 補欠登録者 : 空きができるまで補欠として入園を待つことができます。
- ③ 補欠順位 : 補欠登録者の入園順位を決定します。

【補欠登録の取扱について】

- ・ 補欠登録者となった場合は、定員に空きが出るまで待機するか、補欠を保持したまま、空きがある園に、二次入園の希望ができます。
- ・ 補欠登録はいずれかの園(こども園・幼稚園・保育園問わず)に入園した時点で失効します。
(内定時点では有効)
(例) どこの園にも入園しない場合 : 令和10年3月まで有効
(例) 4月1日以降、〇〇幼稚園等に入園した場合 : 補欠登録失効
- ・ 「入園予定者」等に辞退がでた場合、学務課より補欠順位1番から繰り上がりの連絡を行います。

【二次入園希望】

- ・ 二次入園希望受付

申請園以外の空きのある園(区立幼稚園・区立こども園のうち1園)を下記いずれかの方法で申請可能です。

日時	令和8年11月11日(水)午後4時まで
電子申請	抽選公表時の区ホームページのリンクのほか、抽選会場にて配布。
窓口・電話受付	学務課(区役所6階①番窓口)、または電話にて申告。

※希望者が募集人数を超えた園は、二次抽選を行います。

抽選の詳細は、11日(水)の午後4時以降に、対象者へメールでお知らせします。

- ・ 二次抽選 令和8年11月12日(木) 会場:台東区役所(公開抽選)

(8) 入園予定後の流れについて

- ・ 面接等 : 入園予定者は面接と健康診断を行います。
- ・ 入園内定 : 入園内定を文書でお知らせします。(12月末予定)
- ・ 1号認定 : 利用に係る認定申請について文書でお知らせします。※必須
- ・ 新2号認定 : 預かり保育無償化に係る認定申請について文書でお知らせします。※任意
- ・ 入園決定 : 入園決定・預かり保育料決定を文書でお知らせします。(3月末予定)

※「1号認定」及び「新2号認定」について、転入予定の方は台東区へ転居後、申請していただきます。

(9) 内定辞退・申請取下げについて

右記二次元コードから電子申請してください。



- ・ 取下げ後、再度入園申請される場合、改めて申請書一式を提出していただく場合があります。

区立・私立こども園 長時間保育(0～5歳児)

(1) 令和9年度4月入園できるお子様

新 0 歳児	令和8年4月2日生 ～ 令和9年2月3日生
新 1 歳児	令和7年4月2日生 ～ 令和8年4月1日生
新 2 歳児	令和6年4月2日生 ～ 令和7年4月1日生
新 3 歳児	令和5年4月2日生 ～ 令和6年4月1日生
新 4 歳児	令和4年4月2日生 ～ 令和5年4月1日生
新 5 歳児	令和3年4月2日生 ～ 令和4年4月1日生

(2) 申請について

※詳細については、「ご案内」をご確認ください。

保育課(区役所6階③番窓口)で配布しているほか、区ホームページからもご覧いただけます。

(3) 申請必要書類

- 子どものための教育・保育給付認定申請書
…転園申請、再申請及び区外の方が台東区内の認可保育園等を希望する場合は不要
- 保育所・認定こども園(長時間)・地域型保育事業利用申請書
- お子さまの健康状況申告書 …4月入園の出生前申請を希望する方は不要
- 確認票
- きょうだい同時申請条件確認書 …複数のお子さまの入園申請をする方のみ
- 申請書類チェックリスト
- 保育の必要性が確認できる書類(保護者全員分必要です。詳しくは(4)参照)

※状況に応じ、上記以外にも必要書類を提出していただくことがあります。

(4) 保育の必要性が確認できる書類

保育ができない事情	必要書類
就労している。	就労証明書(★)
就労が内定している。	*複数の勤務先がある場合は、すべて提出
産後休業中または育児休業中で職場に復帰予定である。	就労証明書(★)
保護者が疾病・心身障害等により保育ができない。	保育にあたれない旨の診断書 身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者手帳など
出産を予定している。	出産前後の状況申告書(★) 出産予定のお子さまの母子健康手帳
保護者が病人、心身障害者(障害児)の介護(看護)により保育ができない。	介護(看護)状況申告書(★) 介護保険被保険者証 被介護(看護)者の診断書・通院や介護(看護)の状況が分かる資料
大学、専門学校等に通学している。 (職業訓練校等における職業訓練含む)	在学証明書・学生証・時間割など

※(★)の書類は、保育課(区役所6階③番窓口)にて配布しているほか、区ホームページからもダウンロードできます。

※0～5歳の長時間保育の申請・入園決定等については、保育園に準じます。

(5) 申請方法・受付期間

一次調整

【対 象】 令和9年4月からの入園を希望される方(医療的ケアの必要なお子さまも対象)

● 電子申請・郵送

令和8年10月1日(木)～11月13日(金)(必着)

「電子申請」・・・「ご案内」P.13【②電子申請】の二次元コードまたは右記二次元コードより申請してください。

「郵送申請」・・・「ご案内」P.13【③郵送申請】をご参照ください。



● 窓口申請

令和8年10月1日(木)～11月27日(金)午前8時30分～午後5時15分

保育課(区役所6階③番窓口)へ申請してください。

★窓口予約について★

右記二次元コードより申請してください。

予約可能期間・時間 令和8年10月9日(金)～令和8年11月6日(金)まで

午前9時～正午、午後1時～午後5時 の 30分毎

※医療的ケアの必要なお子さまの入園申請は、お早めにご相談ください。

※令和9年2月3日までに生まれる予定のお子さまについては出生前申請が可能です。

※毎週水曜日は午後7時まで受付します。

※令和8年11月8日(日)午前8時30分～午後5時15分も受付します。



二次調整

【対 象】 一次調整で申請をしなかった方または一次調整で内定しなかった方

(一次調整の不足書類の提出期限の翌日以降に不足書類が揃った場合を含む)

● 電子申請・郵送 令和8年11月30日(月)～令和9年1月29日(金)(必着)

● 窓口申請 令和8年11月30日(月)～令和9年2月12日(金)午前8時30分～午後5時15分 保育課(区役所6階③番窓口)へ申請してください。

※一次調整で内定しなかった方は自動的に二次調整の対象となります。

※医療的ケアの必要なお子さまは、二次調整の対象外となります。

※きょうだい同時申請で、一次調整においていずれかのお子さまがすでに内定している場合、
その他のお子さまは二次調整の対象外となります。

(6) 入園までの流れについて

● 申請書提出及び確認・調査

● 保育の必要性の認定 ※認定を受けても、希望者多数のため入園できない場合があります。

● 利用調整 ※定員を超える場合は利用調整を行います。

● 利用調整結果通知(内定) 4月入園 2月2日頃

● 面接・健康診断(園より事前に日程調整の電話連絡があります。)

● 入園(入園後、お子さまの集団生活への適応等を目的として慣らし保育があります。)

(7) 内定辞退・申請取下げについて

右記二次元コードから電子申請してください。



● 辞退した入園月の翌月から起算して6ヶ月間、「内定辞退に関する減点-5点」となります。

● 内定辞退、申請取下げをした場合は、「利用調整結果通知書(利用不可)」の発行はできません。

● 取下げ後に再度入所申請される場合は、改めて申請書一式をご提出いただく必要があります。

● 転園の内定辞退はできません。

4. 保育の実施内容・料金等

(1) 保育に係る金額の決定

- 台東区では令和7年4月から認定こども園を利用する全児童の保育料を無償化しています。ただし、預かり保育料及び延長保育料はそれぞれのご家庭の保護者の区民税所得割額等（税額控除（調整控除は除く）を適用する前の税額）により決定します。令和9年4月分～8月分は令和8年度の税額で算出し、令和9年9月分以降は令和9年度の税額で再計算します。
- 住民税が未申告の方や、確認する証明資料の提出が期限までにない場合は、正しい算定ができないため、最高階層（D27）で決定します。
- 祖父母等と同居するひとり親世帯等において一定の条件を満たす場合には、預かり保育料及び延長保育料を算定する際に、父母に加え祖父母等のうち収入が多い方の区民税所得割額を合算します。

(2) 短時間保育

年齢	区分	実施内容
3～5歳児	短時間保育	月曜日から金曜日 午前9時から午後2時 ◎幼児教育を実施します。

- 預かり保育について
 - ・ 短時間保育を利用しているお子さまで、教育時間を超えて一時的に保育が必要なお子さまを対象に預かり保育を実施します。
 - ・ 預かり保育には利用定員があります。定員を超えた場合、各園で抽選を行います。
 - ・ 預かり保育の料金や時間帯は各園で異なりますので、詳しくは各園のご案内をご覧ください。
 - ・ 同一世帯の小学校3年生以下のお子さまを年齢の高い順から数えて、2番目のお子さまは半額、3番目以降のお子さまは無料となります。（幼稚園等の施設に在籍していないお子さまはカウントから除く）
 - ・ 年収360万円未満相当世帯のお子さまは無料となります。
- 預かり保育の無償化制度について
 - ・ 共働き世帯等の3～5歳児までのお子さまで保育の必要性の認定を受けた場合は、預かり保育料が月額最大12,300円まで無償化されます。
（「利用日数×490円」と「施設に支払った預かり保育料」を月毎に比較し低い方を還付します。）
 ※認定及び還付申請は、保育課（区役所6階③番窓口）となります。

(3) 長時間保育

年齢	区分	実施内容
3歳児未満		月曜日から土曜日 午前7時15分から午後6時15分 （ことばきこども園は午前7時から午後6時） ◎保育を実施します。
3～5歳児	長時間保育	月曜日から土曜日 午前7時15分から午後6時15分 （ことばきこども園は午前7時から午後6時） ◎上記の短時間保育の幼児教育のほか、その前後の時間、土曜日、長期休業中（夏休み等）に保育を実施します。

- 延長保育について（料金は下表【こども園 0～5歳児 長時間保育の延長保育料】参照）
 - ・ 長時間保育を利用しているお子さまで、基本の保育時間を超えて保育が必要なお子さまを対象に延長保育を実施します。
 - ・ 利用定員があるため、必ず利用できるとは限りません。
 - ・ 延長保育の実施状況や保育時間は各園で異なりますので、「ご案内」をご覧ください。

【こども園 0～5歳児 長時間保育の延長保育料】

世帯の階層区分		3歳未満			3歳			4歳以上		
階層	世帯の定義	保育料	延長保育料(1時間)	延長保育料(2時間)	保育料	延長保育料(1時間)	延長保育料(2時間)	保育料	延長保育料(1時間)	延長保育料(2時間)
A	生活保護		0	0		0	0		0	0
B	区民税非課税		0	0		0	0		0	0
C	区民税均等割のみ		600	800		600	800		600	800
D 1	9,500 円未満		600	800		600	800		600	800
D 2	9,500 円以上 18,700 円未満		600	800		600	800		600	800
D 3	18,700 円以上 27,900 円未満		900	1,200		900	1,200		900	1,200
D 4	27,900 円以上 37,100 円未満		900	1,200		900	1,200		900	1,200
D 5	37,100 円以上 45,900 円未満		900	1,200		900	1,200		900	1,200
D 6	45,900 円以上 65,800 円未満		1,600	2,200		1,400	1,900		1,400	1,900
D 7	65,800 円以上 85,900 円未満		2,000	2,800		1,400	1,900		1,400	1,900
D 8	85,900 円以上 105,900 円未満		2,300	3,200		1,400	1,900		1,400	1,900
D 9	105,900 円以上 125,800 円未満		2,500	3,500		1,600	2,300		1,600	2,300
D10	125,800 円以上 148,700 円未満		2,800	3,900		1,900	2,500		1,800	2,400
D11	148,700 円以上 188,800 円未満		3,000	4,200		2,000	2,800		2,000	2,800
D12	188,800 円以上 216,200 円未満		3,300	4,600		2,100	2,900		2,000	2,800
D13	216,200 円以上 242,100 円未満	0	3,500	4,900	0	2,300	3,200	0	2,000	2,900
D14	242,100 円以上 268,200 円未満		3,700	5,100		2,400	3,300		2,100	2,900
D15	268,200 円以上 294,200 円未満		4,000	5,500		2,500	3,500		2,100	2,900
D16	294,200 円以上 320,100 円未満		4,100	5,800		2,600	3,500		2,100	2,900
D17	320,100 円以上 343,500 円未満		4,400	6,100		2,600	3,600		2,100	3,000
D18	343,500 円以上 356,500 円未満		4,500	6,400		2,600	3,600		2,100	3,000
D19	356,500 円以上 369,400 円未満		4,800	6,800		2,600	3,600		2,100	3,000
D20	369,400 円以上 434,500 円未満		5,200	7,300		2,700	3,600		2,200	3,000
D21	434,500 円以上 499,500 円未満		5,900	8,300		2,700	3,700		2,200	3,100
D22	499,500 円以上 552,900 円未満		6,600	9,200		2,700	3,700		2,200	3,100
D23	552,900 円以上 606,300 円未満		7,100	9,900		2,700	3,700		2,200	3,100
D24	606,300 円以上 659,700 円未満		7,200	10,000		2,700	3,800		2,200	3,100
D25	659,700 円以上 713,100 円未満		7,200	10,100		2,800	3,800		2,300	3,200
D26	713,100 円以上 766,500 円未満		7,300	10,100		2,800	3,800		2,300	3,200
D27	766,500 円以上		7,400	10,200		2,800	3,900		2,300	3,200

※上記の延長保育料の金額は区立保育園・石浜橋場こども園の金額です。

※ことぶきこども園のみ2時間の延長保育を実施しております。

※区民税所得割額とは、税額控除(調整控除を除く)前の金額となります。

(4) 短時間保育・長時間保育共通事項

- 給食の提供について
 - ・ 全園児に提供することを基本としますが、遠足等の行事でお弁当を持参していただくことがあります。
 - ・ 全ての世帯における給食費を区が支援し、保護者からの徴収は行いません。
- 休園日について
 - ・ 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日
 - ・ そのほか特に教育委員会が必要と認める日
- その他の費用等
 - ・ 原則として、3歳児以上のお子さまは共通の園服・園帽子等を購入していただきます。
 - ・ 教材費や遠足等の費用がかかります。

5. こども園での生活について

- 園で必要なものについては、入園内定後に各園の入園説明会等でお知らせします。

(1) 慣らし(慣れ)保育について

こども園では、お預かりするお子さまの負担を考慮して、入園当初、短時間からの慣らし保育をお願いしています。慣らし期間はお子さまの状況によって変わりますので、各園にご相談ください。

(2) 園での健康管理について

お子さまが、園で毎日元気に遊べるのが保護者、園の願いです。

しかし、園は集団生活の場であるため、どうしても病気の感染の機会が多くなります。

お子さまの体調が悪いとき(発熱、下痢、鼻水、咳などの症状で総合的に判断します。)は、保護者に連絡をしてお迎えをお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

★お子さまが病気になったときの対応を考えておきましょう★

お子さまが病気になっても保護者がお仕事を休めない場合があるかもしれません。その時のために、親戚や友人、近所の人などお子さまを世話してくれる方を探しておきましょう。お迎えにいけない時のために「ファミリーサポートサービス」等の利用登録もお勧めします。また、病気の場合や、病気の回復期に利用できる「病児・病後児保育」制度もあります。詳細は、保育課給付担当(電話 5246-1309)までお問合せください。

(3) 園での与薬について

こども園では、原則として薬はお預かりできません。内服しているお薬がある場合や医療機関に受診した場合は、主治医に園に通っていることを伝えて、お薬の飲み方についてご相談ください。お薬によっては、一日3回のお薬を2回に変更したり、飲む時間を変えたりすることができる場合もあるようです。やむをえない事情のある場合は各園にご相談ください。

(4) アレルギー食への対応について

診断書(指示書)や検査結果など医師の具体的な指示に基づき、保護者の方と話し合いながらできる範囲で対応(除去など)しています。ただし、どうしても対応できない場合は、家から代替品をお持ちいただくこともあります。お子さまの状況により異なりますので、各園へお問い合わせください。

◎申請先

- 短時間保育(3歳児以上) 各こども園 及び 学務課こども園担当(区役所6階①番)
 - ・石浜橋場こども園 03-3876-0049
 - ・ことぶきこども園 03-3841-4719
 - ・たいとうこども園 03-3876-3401
- 長時間保育
保育課認定・入園担当(区役所6階③番) 03-5246-1234

◎問い合わせ先

- 認定こども園全般
学務課こども園担当(区役所6階①番) 03-5246-1414
〒110-8615 台東区東上野4-5-6 台東区教育委員会